

第四十三回 参議院文教委員会會議録第十三号

昭和三十八年三月二十七日(水曜日)

午後二時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 北畠 教真君
理事 吉江 勝保君
委員 豊瀬 禎一君

委員

木村篤太郎君
久保 勘一君
笹森 順造君
斎藤 昇君
野本 品吉君
森田 タマ君
辻 武寿君
豊瀬 禎一君
発議者 国務大臣 荒木萬壽夫君
政府委員 文部政務次官 田中 啓一君
文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省初等中等教育局長 福田 繁君
文部省大学學術局長 小林 行雄君
文部省体育局長 前田 充明君
文部省管理局長 杉江 清君
事務局側 常任委員 工桑 英司君
会専門員 文部省体育局長 白井 亨一君
学校給食課長

説明員

文部省体育局長 白井 亨一君
学校給食課長

本日の会議に付した案件

○日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

○委員長(北畠教真君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

本日の委員長理事打合せについて御報告いたします。

本日の委員会は、最初に、日本学校給食会法の一部を改正する法律案の質疑を行ない、その後、国立学校設置法の一部を改正する法律案、へき地教育振興法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことに決定いたしました。

以上御報告いたします。

まず、日本学校給食会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のあります方は御発言をお願いします。

○豊瀬禎一君 まず最初に局長に尋ねますが、現在の給食会の主たる事業内容について要点的説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(前田充明君) 現在の日本学校給食会の主たる事業は、現在、学校給食において使用しております脱脂粉乳をアメリカから買ひまして、そしてこれを国内に配付することが主たる事業でございます。

○豊瀬禎一君 あまりにそつけない過ぎますから、もう少し事業内容と予算、

補助、それから学校等については説明をして下さい。

○政府委員(前田充明君) 事業内容の主たる事は、ただいま申しました脱脂粉乳の買ひ入れをいたしまして、これを地方に送り、配付することが第一でございます。

使用いたします水産カン詰類、ビタミンC、そういうようなものも一部取り扱っておりますが、これは全体から申しますと非常に小さい仕事でございます。それから次にいたしましておる仕事は、学校給食の普及ということの事業でございます。で、その事業の内容は、学校給食の研究協議会を開催いたしましたり、あるいは栄養管理のための講習会をいたしたり、あるいはこれから学校給食をやろうというような地域に対しまして講演会をいたしたり、その他パンフレット等の刊行ということが仕事でございます。その予算額は、学校給食会では業務経理と実は申しておるのでございますが、事務運営に要する経費として三千百万円でございます。これは国からの補助金によつてまかなつております。そのほか、先ほど申しました物資を買ひ、これを配給するわけでございます。

ので、そのための経理があるわけでございますが、それは運営に要する業務経理と全く切り離しまして、物資経理と称しております。その総額が三十七年度のおおむね三十二億程度でございます。おもな点を申し上げますと大体以上のようでございます。

○豊瀬禎一君 都道府県に存置されておる学校給食会と中央との関係はどうなっておりますか。

○政府委員(前田充明君) ただいま申しました学校給食用の物資、脱脂粉乳をアメリカから買ひました場合に、これを地方にございませう。県学校給食会に売り渡すわけでございます。そして、県学校給食会が教育委員会の指導のもとにこれを各校へ配付をする、普通は物資の流れはそういうふうなわけでございます。

ので、県学校給食会に日本学校給食会からミルクを県ごとに売るときは文部省が各県の需要申請に基づきまして、そして数量をきめまして、文部省の指示に基づきまして各県でそれを売ります。その場合の日本学校給食会と県の、何と申しますか、引き渡し場所は各府県のオン・レールということにいたしております。鹿児島から北海道までの間、各県のそのオン・レールに渡すところまでの費用につきましては、すべて全体をプール計算いたしまして同額で売っております。なおその他の物資につきましても、大体そういうふうなやり方でやっております。したがって、日本学校給食会と県学校給食会とは売り方と買ひ方になりまして、平素から連絡を十分とつてやっております。

○豊瀬禎一君 日本給食会が県の給食会に物資を売り渡す際並びに県が市町村の給食会に物資を渡す際に利潤をとつていますか。

○政府委員(前田充明君) 日本学校給食会におきましては、これはただいま申しましたように、運営に要する経費は全額国で補助金を出しておりますので、これは全然物資経理の關係ございませぬので、したがって、その間の利潤というものは全然ございませぬ。物資経理の中での利潤というものはあるかないか、こういう問題になつてくるわけでございますが、その点はあらかじめ大体どのくらい倉庫料がかかり、どのくらい輸送料がかかるというものは経験を持っておりますので、予算を立てましてやりますから、特に利潤というものはございませぬ。ただ実際の問題をいたしましては、脱脂ミルクをアメリカから買ひました際に、買つて参りますと、日本へ参りましてから、あるいはその途中におきまして不良品が出て参ります。その不良品を売らなくちゃならないわけでございます。これは農林省の指示のもとに、農林省の指示のある業者に入札をもつて学校給食会が売ります。したがって、そこからはその売りの代金というものは必然に物資経理へ入つて参ります。そこで買った値段より高く売れた場合には自然にそこに利潤というものが生まれてくるわけでございます。

その経費は、これは脱脂粉乳を買ひましてから、これから県学校給食会に売りますまでの間に相当の時間もかかり、また不良品が出ましてから、それから農林省が全体の国内の——大体飼料に充つておるわけでございますが、飼料の需給状況を勘案いたしましたして売

る時期を指定して参りますので、相当時間がかり、たいていは翌年度になつて参ります。したがって、その翌年度になつて参つて出てきたお金のついで、これは翌年の子供に売るもの、売るミルクを安くする、そういう方法のほうに使うような用意と申しますか、余剰金としてたくわえられていくわけでありませう。

○豊瀬一君 県から市町村の場合

○政府委員(前田充明君) 県学校給食会におきましては、やり方としてはそういうわけでございますが、県学校給食会に対しては文部省から補助金を出しておらないので、その運営費というものは、いわゆる業務経理は物資経理の中から出すわけでございますが、しかし、それにつきましては文部省から限度額というものを示しまして、そうしてその限度額の範囲内だけは取つてもよろしいということにいたしております。したがって、その限度額を計算いたしますのに、いわゆる利潤と

なるような経費は見積らないように限度額をきめておきますので、ちょうど文部省で示したとおりの、大体示したとおりの程度で各県給食会は、子供からと申しますか、学校から取つたお金で運営をいたしておるのが現状でございます。

○豊瀬一君 限度額というのは、具体的に言つたらどういふことですか。

○政府委員(前田充明君) 限度額は、文部省で算定をいたしておるのでございますが、一番小さい場合で五万人と一応考へておきます。それで一年間二百万円でございます。それから五万人以上十万人までが二百万円にプラスす

る生徒一人当たり、その五万人の超過の部分については一人当たり三十円を、割増しと申しますか、それにプラスいたしまして、そうして計算し、同様に、五万人、十万人、二十万人と、十万人ずつで切つておまして、おおよそ限度額を申しますと、北海道で九百四十二万円でございます。給食人員が北海道におきましては三十九万六千人でございます。そういうふうにして、各県すべて計算をいたしましてこれを取つてもよろしいということをやつております。

○豊瀬一君 今の限度額というのは、いわゆる給食会の利潤であり、それによつて運営されておる、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○政府委員(前田充明君) 私どもは利潤といふに考へておらないで、限度額の範囲内はいわゆる物資について利潤を全然取らないように売り、そうして限度額の範囲内はそれにプラスして取る、こういうことになりまして、言い方によつては利潤とも申すことができますけれども、私ども金額をはつきり出してありますものから、それで利潤といふふうな、何掛といふふうな意味での利潤といふふうには考へておりません。

○豊瀬一君 生徒一人当たり、五万人以下の場合には二百万円はよろしい。それは利潤ではない。そうすると何で、これは。

○政府委員(前田充明君) 県学校給食会の運営費として、学校からと申しますか、父兄から徴収する、そういうふうに考へてけつこうだと思ひます。

○豊瀬一君 負担金ですか。

○政府委員(前田充明君) むしろ利潤といふよりは負担金のほうが当たつておるかと思ひます。

○豊瀬一君 物資を購入するその実費といふのはきちんと出てきますね。その実費を父兄が負担するのでなくして、実費以上、五万人までは二百万円、十万人までは五万人をこえる一人について三十円、これを取つていきます。そういう意味でよろしい。

○政府委員(前田充明君) 実費の考え方でございますが、これは商業的に申しますれば、あるいは実費といつてもいいかもしれませんが、輸送費、保管費、そういうものを一応実費と考へれば、実費プラス今の負担金と申しますか、運営費を負担するのでございませう。負担金といつたらいふかと思ひますが、そういうものに私ども考へまして、実際に県の給食会で配給事務をいたしましては、どうしても人が要るわけでございます。それで人が要るわけでございますから、その人の費用はど

うしても必要で、したがって、それを費といつても差しつかえないと今申しましたのですが、ただ、そういう人間の費用は実費からはすべきたとお考へになれば、負担金だといふことにもなるかと思ひますが、いずれにいたしましても、このために県の給食会が利潤として蓄積されるとき、あるいはほかのものに利用されるときいふような意味には取り扱われておらないわけでございます。

○豊瀬一君 先まで勤めて答へせぬでもよろしいです。私は事実を明確にしたいと思つたのです。限度額と言

おるが、負担金と言つたが、たとえば

アメリカから脱脂ミルクを購入する、その実費はきちんと出ていますね。それから輸送費も出ておる。その輸送費は距離にかかわらず日本学校給食会が均一に持つ、こつとつていいますね。だから、地方に行つた場合には、ミルクを例にとると、実費でいふゆるアメリカから購入したときの値段で渡されておるわけですね。まあそれに日本給食会がある程度のマージンを取つておるとしても、それはよろしいです。しかし、県から市町村に品物を渡すときに、生徒の人数を区切りとして金を取つておるといふことは、学校給食の実費負担ではなくして、運営の経費を負担しておる、あるいは商法的にいうならば、実費にプラス五万人という商品の個々に対する利潤ではないけれども、生徒数の総量に対する二百万円あるいはそれプラス一人掛け三十円という費用が徴収されておる。したがって、それは利潤といふか、あるいは何といふか、手数料という品物の実費以外に生徒から金額が徴収されておる。五万人の場合には二百万円ですから、二百万円の金の支出は生徒一人当たり幾らということになつておるのじゃないですか。

○政府委員(前田充明君) 四十円になります。一年間四十円でございます。

○豊瀬一君 だから、五万人までは二百万の経費が要る。したがって、県あるいは市町村自治体を持つといふことならば、あなたがおっしゃるとおり利潤でもなければ何でもない。しかし給食会の運営費を生徒一人々々が負担をしておるといふことですから、負担金として出すにしろ、名目は何とつけようとも、生徒一人当たり均一した金額が徴収されておるとすれば、その物資に対する一定の計数として利潤とられておる、こういう判断をしてよろしいんじゃないですか。

○政府委員(前田充明君) まあ利潤といふことになりまして、どうして何掛けといふことで参るわけでございますので、この場合は人件費、事務費でございます。まあしたがって、これを利潤といふふうには私どもなかなか考へにくいんじゃないかと思つております。

○豊瀬一君 まあ利潤じゃなくても、運営費が生徒父兄の負担になつておるといふことを認められればそれでよろしいです。別に用語の問題について理屈を言つてはいるわけじゃないんです。中央から地方に流す物資の以外に、地方購入のものがあると思ひますが、地方で購入するものがあると思ひますが、それは実費で生徒に支給されておる、それは給食会が一括購入して若干のマージンをとつて学校に配給するといふ形をとつておるんです。

○政府委員(前田充明君) 学校給食会の事業は利益の追求は全然いたしておるわけではございませんので、利潤的なものは含まれておらないものと思つております。なお、この地方で行なわれますそういう配給業務といふものについては、県教育委員会において十分周知のないように指導をいたすように、私どもとしては県教育委員会に対して指導をいたしております。

○豊瀬一君 副食物を購入する際に、市町村給食会、あるいはこれは少ないと思ひますが、県が一括購入する場合があるとすれば、業者から購入した実費に対して実費で給食されるの

額が徴収されておるとすれば、その物資に対する一定の計数として利潤とられておる、こういう判断をしてよろしいんじゃないですか。

でなくて、若干のそれに何というのか、実費以上の金額で生徒に給食されているというところは全然ないですか。

○政府委員(前田充明君) 利潤として取っておくというところは私はないと思っております。ただ私そういう場合、まあ実際問題として起こり得ると推定されますことは、そういう物資を扱いますにはどうしても資本がなければならぬわけでありまして、したがって、運搬資金というものは何らかの意味で必要な場合があるかもしれない、そういう場合に学校と了解の上で、今回は非常に安く買えたんだから少し、その何と言いますか、運搬資金の必要上、話し合いの上で取るといふことは私推察をいたしております。

○豊瀬一君 先にそうおっしゃると質問が短くて済む。実際問題としては、あなたが言われた五万人以内の場合には二百万円が給食会の経費がすべて運搬されておるのでなくて、副食物等当該給食会が物資を購入した際には、業者購入の実費でなくて、それに一定の計数がかかる、高い価格で生徒に給食されておるといふ事実は皆無でない、むしろ私としてはその事象のほうが多い、こういう判断をしておるのですが、そのことに対するあなたの実情把握、なるほどあなたの答弁のように、給食会は営業団体であつてはなりませんが、私の知っている県の給食会あるいは市町村の給食会では、これだけ資金と資金とは言っておりますが、だんだん用語はいろいろありますが、だんだんと運営費が多くなつてきて、これだけたまりましたとか、そういう事態が全国の何百の市町村に至るまでの給食会の中

に起こっているといふことは認められませんか。

○政府委員(前田充明君) 私は決してふえつあるとは思っておりません。県によりましては、その運搬資金を県から貸付をしているような県もございまして。しかし貸付をしていない県もございまして。したがって、私が推察をいたしますのは、そういう例は一部であつて、全般的ではないんじゃないかというふうに思っております。

○豊瀬一君 各都道府県並びに特に市町村給食会において、購入価格よりも高値で支給し、それが児童の負担になつていっているという実態の調査表がありますか。

○政府委員(前田充明君) 全部、県給食会から市町村給食会へのそういう実態については私も資料を持っておりません。ただ、そういう今の資金の問題でございまして、運搬資金を、集まつたという場合に、それを一般的に商業利潤という考えからいいますならば、もうかつたからさらにもうけるという考え方だと思つては、しかしこの場合は、それが運搬資金になつて、少しでもそういう資金貸付によつて安く買える、現実にお金を持つておられますから、百円のものに九十円で買えるというふうなことになるれば、これは利子計算の比較というふうな問題にもなるかもしれないが、いずれにしても、そこら上がつてくる、またこの資金から上がつてきます利潤といひますが、そういうものは、やはり子供に返つてくるものではないか、これを何らかの別方面に使つて、消費してしまつたり、あるいはほかのものに投資したりといふことならば、これはもちろん

いかなのでございまして、ただその場合に、公共団体から資金が貸し出されることが最も望ましいと私は思つておりますけれども、どうしてもそういうことができなかった場合には、とにかく子供に返るというところは一応言えるんじゃないかと私は考えております。

○豊瀬一君 給食会の運搬と言ふか、運営と言ふか——運搬と言つたほうがいいでしょうが、物資購入等の運搬資金が地方自治体等から貸し付けられるというところは好ましいことである、そうしてそのことに対しては、いろいろと行政指導している、このように考へていいのですか。

○政府委員(前田充明君) そう考えられてけっこうでございます。

○豊瀬一君 県で、さらに市町村で、それぞれ地方公共団体が運搬資金を貸し付けている件数を、県市町村別に説明して下さい。

○政府委員(前田充明君) 県についてはおわかつておりますが、ちよつと今資料がございませんので、もし必要であれば調べましてお答え申し上げますが、各県段階においては調べたものがございまして。

○豊瀬一君 好ましいことであると考えながら、市町村段階の調査がないといふことはどういふことですか、あるけれども手元がないといふ意味ですか。

○政府委員(前田充明君) 県につきましては、先ほど来申し上げておるようには、はつきりいたしております。市町村の段階で、特に小さい町とか、あるいは村とかといふことについては、一体、学校給食会を持つ必要は私ども問題があるのじゃないだろうか。その

辺については、まだ私どものほうに決定的な態度を出しておりません。なぜかと申し上げますと、それは、その地域によりまして相当特殊性がございまして、したがって、非常に小さいけれども作つたほうがいいというふうな場合もあるかと思ひますので、その点のようなことで、画一的にだめだといふこともいえないし、といつて、じゃこれを作つたほうがいいのだというふうな結論も簡単にいえない状況でございまして、現在としては、私も結論的には、ちよつと町村等の給食会については疑問というところで検討中と申し上げたらいふかと思ひるのであります。

○豊瀬一君 答弁は率直なほどよろしいのです。私が聞いてゐるのは、運搬資金を貸し付けたほうがよろしいと思つておる範囲内において、どれだけ行政指導はした、それがどこまで徹底しておるか、数字を出さないといふ言つておる。だから、給食会を作ることがいいかどうかの判断がまだつかないで迷つておる問題については、別の問題。それじゃ、もつと具体的に聞きましょう。県で出しておるところは何県ありますか。

○政府委員(前田充明君) 県段階で貸付いたしておりますのは、北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、静岡、愛知、滋賀、京都、鳥取、島根、広島、徳島、愛媛、高知、それから大分でございます。大体半分程度でございまして。

○豊瀬一君 大体半数足らずじゃないか、今説かれたのは足らずじゃないかと思ひますが、まあ半数でもよろしいです。

○政府委員(前田充明君) これにつきましては、もう会議のたびごとに、私どもとしては、運搬資金のないことが給食会の希望でもございまして、ので、できるだけそういうふうにするように、ほかの例等も申しまして指導をいたしております。

○豊瀬一君 別に意地悪な質問をするわけじゃないから、何度も注意しておるうちに質問に率直に答えて下さい。一番最近にしたのはいつですか、こゝろ聞いておる。

○政府委員(前田充明君) はつきり時間的にお話をしようといふことになりましたと、ことしの一月の会議のときにいたしたわけでございます。

○豊瀬一君 一月の、地方から何を招集した会議ですか、それは。

○政府委員(前田充明君) ミルク給食をやることになるであらうといふことが考えられたときであつたと思つております。そういう記憶でございまして、全国の課長を集めた会議でございまして。

○豊瀬一君 何課長会議ですか。

○政府委員(前田充明君) 給食関係の課長でございまして。

○豊瀬一君 給食関係の課長会議といふのは、そういう名称で集められましたが、主としてどういふ課長が集まりましたか、そのときは。

○政府委員(前田充明君) 県によりましていろいろ組織機構がございまして、体育課長、それから保健課長、大体それが主力でございまして。

○豊瀬一君 説明員に聞きますが、一月のおよそ何日ごろです。おおよその時日と場所。

○説明員(白井亨二君) 一月の二十一日、二十二日、月、火、全国課長会議を招集いたしました。

○豊瀬一君 文部省内で。

○説明員(白井亨二君) ええ、文部省で。

○豊瀬一君 別に局長の答弁を非難するつもりはありませんが、私の知っておる範囲内では、あなたの方の努力の内容については十分承知しませんが、運転資金の貸付の県の数ですね。これが、あなたがあらゆる会議を利用して努力しておるとおっしゃるほど前進をしないように見受けるのです。私も自分の県の教育委員会の連中にこのことについても話をしたのですが、課長がおそらくあなたの方の適切な指導に対して中座しておったか、報告し忘れたかしたのでしょうが、まあそのことは別に、あなたが御指摘のように、生徒からお金を徴収して、結果的にはそれが回っていくにしろ、好ましいあり方は地方公共団体が貸し付けることだという点については私も意見一致します。今後一そう努力して、全国、少なくとも県の給食会に対してはそれができるように、また市町村に対して、早急の間に、給食会を持つておる県市町村については、どういう状況かを把握していただいて、今後の指導の適切化をお願いしておきたいと思ひます。

大臣にお尋ねいたします。学校給食に対する大臣の基本的な考えに基づいて、前々国会で私がたまたました際に、大臣は非常に名答弁なされたんですが、

昼食は、朝食があるから昼食というのでございまして、必ずしも昼食に力を入れぬでも、朝と夜うまいものを食べれば、それで人間のからだは別に不健全に育つことはありませんと、用語は違いますが、それはあります。

○説明員(白井亨二君) 学校給食の、憲法上あるいは学校教育関係諸法規上、その他の法律上の位置づけというもののについて、どういう考え方を持っておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どういうふうにお答えすべきでございましょうか、はつきり申しかねると思ひますけれども、少なくとも教育活動の内容の一環である。具体的には児童生徒の体位の向上に役立たせるための教育目的からする一つの政策である、かように考えます。

○豊瀬一君 憲法を例にとつて見ると、学校給食を国が補助していく、あるいは拡充をしていくという立場で、憲法上の根拠法規をどこに求めておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 憲法第二十六條第一項に根拠を求めべきかと思ひます。

○豊瀬一君 同感です。一つは、ただいま大臣御指摘のとおり、義務教育無償という概念について、本会議でも二、三、私、大臣にたまたましたところですが、単に教科用図書とか、あるいは授業料を徴収しないというものが義務教育無償の概念でなく、もっと実定法上も、国際的に見て広い範囲に適用されているということも御承知のとおりですが、私は憲法第二十五條、学校給食の問題ではきわめて重要な位置づけを持っていると思ひますが、大臣の所感は何ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 間接的には関係あるかと思ひますが、直接的には私は第二十六條第一項に関連すると思ひます。

○豊瀬一君 健康で文化的な生活を営む権利、国はすべての生活部門について、これの向上増進に努める、この精神は貧富によつて、あるいは環境によつて差別を受けてもやむを得ないと思ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 憲法第二十五條は、一般に国民という立場でとらえた課題だと思ひます。学校給食は、その中で、学校という特定の生活環境の中における教育的観点からする給食の問題であり、実質的に第二十五條の趣旨が、無関係とはもちろん言えないと思ひますけれども、第一義的には第二十六條、第二十五條は一般国民という立場において、その趣旨が、学校給食の場合においても尊重すべきだと、そういう観念のものと思ひます。

○豊瀬一君 主管局長は、諸外国の学校給食等の実情がもっと詳しいと思ひますが、学校給食と憲法第二十五條の関係をどういうふうに理解しておりますか。

○政府委員(前田充明君) 大臣がお答えになりましたとおり、義務教育無償論から出発しての考え方でございます。

○豊瀬一君 主管局長としてのその認識は、はなはだ不見識だと私は指摘しておきます。国民が健康で文化的というものを、大臣は経済的な条件というか、いわゆる生活条件と限定してお

られますか。意味がわからなければもう少し聞きましよう。健康で文化的な生活を営む、そのためには幼児からの食糧物というものが非常に大きく影響すること、これは国際的な通念です。そのために諸外国でもおやつをやつたり、給食費を公共団体が負担して、また、学校教育よりもう少し広くを広げた中で、幼児からの体質改善という意味でこれをやっていることは御承知のとおりです。したがって、健康で文化的な最低生活という意味を、おとなになった場合の生活条件だと見れば、ただいまのような答弁が出てくると思ひます。そうでなくて、そこまでするためには、少なくとも健康という、あるいはすべての生活部門についての向上増進という概念のとらえ方は、幼児からの健康管理というか、もっと範囲を給食と関係してきます。食糧物というものが基礎にならなければ、このことはその趣旨の全部を生かすものでないと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第二十五條は、健康にして文化的な生活を営む権利と、国民の一般の立場でとらえていくことを、先刻その解釈することを申し上げた。赤ん坊から年寄りに至るまでのすべての国民の物心両面を指すものと思ひます。衣食住はもとより、精神生活の面におきましても健康的な姿を、文化的な姿を期待している。第二十六條はそれから抽出して、学校教育、特に第二十六條の二項のごときは、義務教育というものを具体的にとらえている条文かと思ひます。したがって、先刻お答えしておるような児童生徒もしくは学生というものを対象と

して、特定の学校という組織体の場における問題として第二十六條が生きてくる、むしろ基本的には児童生徒、学生といえども国民の一人でございますから、第二十五條の一般的国民としての立場からする、健康にして文化的な生活を営む権利というものを保持していることは当然でございますから、実質上は第二十五條と関連を持ってくる、こう思ひわけでありませう。

○豊瀬一君 局長に伺ひますが、法律では学校給食法の精神がうたわれておるの、あなたがどこに根拠を求められますか。

○政府委員(前田充明君) 学校給食の基本的な考え方というのは大臣と同じでございますが、第二十六條に、義務教育を受ける権利や義務を負う、義務教育というものは教育でございますから、教育の本質はやはり知育、徳育、体育、そういうものを本質に持っていると思ひます。したがって、そういう体育と申しますか、からだの教育という立場から学校給食というものは法的には考へるべきではないか。今お話の二十五條の問題でございますが、これは先ほど来、大臣もおっしゃつていますが、国民全体として考えた場合に、子供も国民でございますから、もちろん入らないということを申すわけではございませうが、それは国民という基礎的な立場の上での問題でございまして、これは学校として取り上げた場合には、これは教育の中のごとで取り上げるかという問題になるのじゃないか。そういったことを、やはり義務教育そのものは知育、徳育、体育の中にある。その中の体育という面において学校給食をつかまえてはいる。したがって、学

校給食法におきましても教育的な立場を強く考へて法律の目的が書かれておるのではないかと私は考へております。

○豊瀬一君 私は憲法論じやなくて一般の法律論で言つたのですが、あなたの今の説明でははなはだ、憲法論の解釈はもう承らないでもいいのですが、憲法を除いた法律のどれを根拠精神としていますか、こゝ聞いています。学校給食法はもう当然です。その説明は要りません。

○政府委員(前田充明君) 教育基本法の終りのほうにござりますが、「心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」、教育基本法の第一条は基本であらうと思ひます。

○豊瀬一君 それだけでですか。——教育基本法第一条の教育目的は当然ですが、それだけでですかと聞いているのです。学校給食法は当然そうですよ、それがそのものですから。それは説明要りませんよ。

○政府委員(前田充明君) 学校教育法の十七條に、「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。」とございますし、なおその十八條には、その内容につきまして分析的に書いてあるわけにございます。が、もちろんこれも關係があるわけにございます。それから中学校におきましても、三十五條、三十六條、そういうところに基本の考へ方——基本と申しますか、直接的な基礎がございます。

○豊瀬一君 学校教育法關係法以外では。

○政府委員(前田充明君) 学校給食法におきましては学校教育法に基礎を置いておると私は考へております。

○豊瀬一君 学校教育關係法以外では聞いています。教育基本法から教育關係の諸法規以外ではと、こゝ聞いています。

○政府委員(前田充明君) 精神的と申しますか、思想的と申しますか、そういうような意味合から申しますなら、児童福祉法というよりなことも考えられるかと思ひますが、これはやはり思想的な観点から考へた場合の考へ方ではないかと思ひますが、児童福祉法等も考へられる問題であらうと思ひます。

○豊瀬一君 学校給食法の、何というか、基本精神の論議をしていられるのですが、児童福祉法の何条に主とした根拠を求めておられますか。

○政府委員(前田充明君) 児童福祉法は、ただいま申しましたように、私は思想的な立場で考へた場合に根拠があるものであつて、この何条から学校給食の根拠を求めてはいない考へ方でございます。

○豊瀬一君 お手元に児童福祉法ありますか。

○政府委員(前田充明君) ございます。

○豊瀬一君 どうもあなたの給食行政というものが非常に、巨視的という言葉に対して微視的という言葉があるかどうか知りませんが、近視眼的な感じを受けるのです。少なくとも児童福祉法の第二條に、児童育成の責任というところが明確にされて、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健康に育成する責任を負ふ」、国の責任として、児童に対して明確な規定を行なつていられる。この児童福祉法の精神をすなおに理解しない限りは、学校給食の基本的な理念というものを對して、現象解決主義的な政策に陥る弊害があると思ひます。もう少し眼を大にして、諸外国の例等を見ながら、四十億出してアメリカから余りものの脱脂ミルクをもらつて安く配給すればそれで事足りるというのではなくして、義務教育無償の原則を受けた学校給食であるという立場であれば、国が、父兄とともに、心身の健全な育成の責任という観点から学校給食を求められているのであります。

そこで、時間があるから次に進んでいきます。大臣にお尋ねいたしますが、今、義務教育無償の問題について一応の見解を承つたのですが、再度お尋ねいたしますが、義務教育無償というものが完全に実施されたというか、理想的な形態としては、現行制度の中でこれが努力されていられる問題、現行制度には採用されていられないけれども、あるべき姿はこゝまでではなからうか、という点についての御見解を承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来、私は学校給食の憲法上の根拠をどこに求めるかというお話については、二十六条第一項と、ことさらに申し上げたわけでありまして、ひとり小中学校のみならず、高等学校においても、学校給食というものが行なわれてしかるべき課題でもあらうかという意味において、そう申し上げたのであります。同時に、義務教育を無償とするという、無償の対象たるべきものをとらえて

の、限界線は何だというお尋ねに對しては明確に答へてできません。ただ、きつめて明確に言へますことは、教育基本法に定めておりますように、義務教育の無償を、公立の学校において授業料をとらないといふことだ、これは直接的に義務教育無償の現在の限界だと思ひます。しかし、憲法二十六条第二項が、それだけに限つて、それ以上のことはあり得ないといふ意図しておるものでないことも十分理解いたします。今後の、授業料が取られないといふことにプラスされていくべきものは、基本的な要件として、私はそれが平等であり普遍的であるといふ要件が必要であらうかと思ひます。

その意味において、義務教育課程で使います教科書、これが学校教育法上義務づけられておるといふ特性もござりますが、今申し上げる普遍性と平等性ということ、授業料を取らないという次に位する、憲法二十六条第二項の趣旨を徹底する最も手近な課題であらうかと思ひます。その他、学用品あるいは学校給食も含めまして、二十六条第二項の趣旨に沿ふべき努力課題であらうかと思ひますが、必然的に無償にせなければならぬものかどうかにつきましては、今申し上げた基本的な要件が満足され得るかどうかという現実問題にもからんでくる課題であらうかと思ひます。そういうことも含めまして、限界点がどこだといふことを今明確に申し上げるすべを知りません。

○豊瀬一君 時間がないので急ぎますが、限界を示していただきたいと申し上げたのじゃないのです。現在やつ

ておるこの趣旨に沿つた政策は何ですか、それから、将来到達すべき内容は何ですか、こういう質問をしたのですが、今回実施されようとしておる教科書無償も、やはり私はその精神を受けておるものだと思いますが、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは今もお答え申し上げたように、私もそう思つております。

○豊瀬一君 将来の展望について、もう少し詳しく述べていただけませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 将来の展望は、抽象的には今お答えしたことをお答えにかへるほかないのであります。要は、具体的努力が積み重なつて、憲法二十六条第二項の趣旨に合致するところまでの現実的な努力の結論が、それを物語るといふべきものではないかと思ひます。

○豊瀬一君 大臣は、給食が無償で行なわれている諸外国の例を、係の人から聞いたことがありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 聞いたことはあります。

○豊瀬一君 どの国々でしようか。

料の中で、約二十数カ国に近い資料を持っています。が、全面実施が部分実施か、大体そういう大きな種類に分けて、諸外国の学校給食が無償の傾向をたどっているところを再度調査しておいて下さい。

次に質問を進めます。

○委員長(北島教真君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北島教真君) 速記を始め

○豊瀬一君 準要保護児童について、今回の措置からしてどういふふう

に処理しようと考えておられますか。

○政府委員(前田充明君) 準要保護児童につきましては、昨年は五割でございましたが、本年度から七割の準要保護児童のために、町村に対して補助をいたすと考えております。

○豊瀬一君 二月二十日の衆議院の分科会に前田さんは出席していますね。この問題に対する大臣の答弁を受けて、担当事務当局としてはどういふ検討を行なっておりますか。

○政府委員(前田充明君) 二月二十日の分科会——多分準要保護児童の補助の問題につきまして、準要保護児童は予算算定の中にミルク給食の費用が算定されていないじゃないかというよう

な御質問があったのに対しての問題だと思ふのですが、実は、実際の問題として、予算の範囲内でミルク給食だけを

やっております子供に対しては、従来は町村に対して補助をいたしておりますので、本年からは予算の範囲内でやりたいと思っております。実際問題として、それではでき

た場合に、学校給食の補助金は、これはいふゆる基準で補助金を出してあります。したがって、多いところもあれば少ないところもあるというところがございます。そういう点で従来の調査から考えまして、四割を補助しておいたとき、すなわち三十六年のときが全体の子供の数の四割補助をいたしてあります。そのとき準要保護児童に対して、全体平均として、悉皆調査をしたわけではございませんが、私のほうの調査によりますと、四・七割程度補助をいたしております。したがって、今回これが、その当時また考えられておりましたのは、六割くらいまで参りますと、おおむね必要な額が、いふゆる調査がなされております。が、今回七割でございますので、その辺の問題から考えますと、総額、ミルク給食だけの全体の七割で考えますと約三千万円になるのでございますが、その三千万円は何か実際上まかなっていきけるのではないかと、いふふうに考えております。

○豊瀬一君 ただいまの答弁では、まだ私のただしておる真意が不十分です。もう一度二十日の滝井委員の質問に対する大臣の答弁を再度勉強していただいて、準要保護児童でなくして生活保護者についても大臣の答弁の趣旨に沿うような検討を明日までにしておいて下さい。以上で終わります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと政府委員の御答弁を補足いたしますが、積算上は考え漏れをいたしております。そのことは手落ちだと思っております。ただ御審議願います、決定していただく予算の範囲内において準要保護

児童の対策には支障ならしめるあらゆる努力をいたします。もし不足した場合には、補正予算を組んでも足らざるところは実行に移す、そういう建前で大蔵省とも折衝をいたしたものであります。要保護のほうは、法律上当然に政府側の国の義務としてやりますので一応問題ないかと思ひますが、準要保護児童につきましては、積算上の手落ちがあったことを率直に申し上げざるを得ないと思ひます。しかし、今申し上げたとおりの考え方によって支障なからしめたいと思ひます。

○委員長(北島教真君) 本法律案に対する本日の質疑は、この程度で終わります。

○委員長(北島教真君) 順序を変更いたしまして、次に、へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のあり方は御発言を願います。

○久保勲一君 ちょっと提案者にお尋ねをいたします。僻地学校の児童生徒の通学を容易にするために、これらの学校に寄宿舎を設置することの必要に

ついては、提案理由の趣旨説明のとおりであると思ひます。そこで、その実態について一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。まず第一点は、僻地学校における現在の寄宿舎の設置状況について、概括的に学校の数なりあるいは生徒数なり、それらがまた

の設置の必要と思われる対象がかなりあると私は思ふのですが、それらの必要である学校の数なり生徒数、あるいは坪数、あるいは経費、そういうものについておわかりであれば、できるだけ詳しく御説明を願いたいと思ひます。

○豊瀬一君 お答えいたします。大体私どものいろいろな手を通じて調べました数も、実際においては既設校並びに必要該校というものは若干確実でありません。さらに文部省の現在の資料によりますと、明確に既設の宿舎あるいはどこまでを全国の僻地の中で必要とするかという点について、概数把握の段階になっております。そこで、私どもとしては大体僻地の実情からして、まず第一段階として対象学校を四級地、五級地に限定をいたしまして、おおよそ小中合わせて一千校程度と推定をいたしました。その中で大体三百五、六十から四百近い学校が、これは文部省の資料によります

が、既設のものであると推定できるわけです。現在一校当たりの坪数平均につきましても、いろいろ議論のあるところですが、私どもは千校近いところから大体四百校程度を既設と見まして、文部省が予算要求の際に算定しております一校当たりの坪数を六十一坪といたしまして、それに約五百

五、六十から六百程度の学校をかけたとして既設のものを差し引きますと、必要坪数というのは三万三千四百六十六坪、まあ三万三千坪程度であると考えておるわけです。なお、季節分校、いわゆる冬季に通塾ができない場合の冬季分校等もございまして、これらの学校の数字につきましても必ずしも正確な数字がございませんので、大体、

一応対象学校九百六十校程度、既設を四百校程度、このように推定いたしました。それに坪数の六十一坪をかけたとして三万数千坪が必要である。このように推定をいたしておるわけです。もちろん離島、山間地等におきましては、全国的に見ますと、三級地等においても宿舎の設備の必要な学校が実態としてはあるのではないかと、このように考えておりますけれども、まず最初に考えておられますけれども、まず最も僻地度合いの高い五級地並びに四級地から初年度としては実施し、次第にそれを級地の低いところについても適用していきたいと、このように考えておるわけです。

○久保勲一君 今後必要とする学校の数が大体千校近いだろう、しかも四級地、五級地を対象としての数字のよう

でございしますが、お話もありましたように、実際問題としましては、かりに四級地であっても五級地であっても、通学区域が固まって学校付近にありま

ございますから、資料でもお示しを願いたいと思ひます。その三点は、現在すでに文部省においてはこの寄宿舎の設置についての助成をいたしておられますので、おそらく年次の計画といふものは省案でも私はあるんじゃないかと思ひますので、そういうものがありましますならば、その年次計画の省案でもあとでお示しいただきたい。

○委員(北島教真君) 速記をとめて。

○委員(田中啓一君) かしこまりました。

〔速記中止〕

○委員(北島教真君) 速記を起し下さい。

○久保勘一君 次に、補助率の引き上げについてのお尋ねをいたしたいと思ひます。僻地学校をかかえておられます市町村は、その財源の基盤も非常に貧弱で、父兄の経済力も著しく乏しいので、したがって、これらの学校の教育振興をはかりますためには、国の助成の必要であることは御指摘のとおりでございます。したがって、この法第三条に關係のある市町村の行なう事業について、その補助の額を引き上げようという考え方については私も同感を感じるのであります。そこで、お尋ねいたしたいと思ひますことは、現在、国が行なっております第三条に關係のある補助事業の内容について概略御説明をいただきたいと思ひます。

○豊瀬一君 三十八年度の文部省の予算を見てみますと、僻地学校の設備に對しまして、たとえば自家発電施設、スクール・バス等を購入する、テレビ受像機、飲料水給水施設等、いわ

ゆる設備費の補助につきまして三千三百六十七万三千円、総額についておられます。さらに教員宿舎の建築費に對しましても一億三千二百六十八万八千円、さらに僻地集會室、これは、地教育振興法に基づいて市町村が設置義務を持つておるわけでありまして、これが二億六千万円前後、さらに僻地学校の保健管理費として四百九十四万四千円、僻地学校給食振興費として一千三百八十六万六千九百九十二万三千円を本年度予算に組んでおるわけですが、これは御指摘のように二つの一の補助でございます。僻地学校を持つておるところは財政的にも僻地性を帯びておりまして、得ないために、せつかくこの補助金というものが実際に消化できない地域がずいぶん多いと思ひます。したがって、私どもとしては、僻地に限つては現行の二分の一を三分の二に補助率を高めた、このように考えております。

○久保勘一君 そこで次にお尋ねいたしますが、かりに三分の二に訂正されたといつたしまして、さしあたり三十八年度の国の考へておられます事業の分量において、どれくらいの負担増になるのか、御計算があれば御説明願ひたい。

○豊瀬一君 ただいま申し上げましたように、三十八年度の文部省予算が、今申し上げました設備等の補助総額が四億四千六百九十二万三千円でございまして、私どもの案では、ただいま申し上げましたそれぞれに對して現行の予算の内容内、と申しますのは、たとえばスクール・バス等については、

バス十台、ポルト五台、こういう算定をしておるのですが、それを肯定して三分の二に補助率を切りかえていくという趣旨に立ちまして概算いたしますと、五億九千五百八十九万七千七百円でございまして、したがって、増は約一億四千九百万程度でございます。

○久保勘一君 文部省側にちよつとお尋ねいたしたいと思ひますが、ただいま三十八年度に計上されております第三條關係の事業外に、文部省として将来に於いて事業を僻地のためにやっていきたい、こういう御計画でもおありでしたら、この際御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 従来、僻地学校の集會室の建築費とか、あるいは教員の住宅の建設費の補助、あるいは先ほど御指摘にありましたスクール・バス、ポルトなどの購入費に對する補助というふうなものも従来からやつておりましたが、三十八年度におきまして給水施設設置費についての補助、約三十校分でございますが、これは新しいものでございまして、従来なかつたものです。それから私どもとして特に僻地の教育を振興させる意味におきまして、各僻地の学校の教師が非常に渴望しておられますのは、複式學級の教科書の問題でございます。どうしてもこれは複式學級の教科書がある程度適當なものを作らねばならぬ、よい効果を上げにくいという点がありまして、これの教科書を作成する準備費として調査費を三十八年度に要求いたしましたのでございまして、これはごくわずかな経費でございますが、そういう研究調査費というものが新しく、六十九万程度でございますが、そういうものを計

上いたしております。それからまた、従来から研究指定校というのを設けております。そういう僻地の教育を振興させるために特に研究指定校を設けて、そして教育計画あるいは教育方法等の向上という点から研究いたしております。これに關する経費も、これは前年度もございまして、約七十万を三十八年度計上しております。そういうものがそれ以外と申しますと當たるところでございまして。

○久保勘一君 提案者にお尋ねいたしますが、補助率をかりに引き上げましたも、単純にありあるいは構造比率の問題が従来非常に実態にそぐわないといふような強い声もあつたので、そういう点については提案者としてどのようにお考えになられておりますか、お尋ねいたします。

○豊瀬一君 お尋ねの僻地だけでなくて、高等学校に至るまで、現在の文部省の補助率といふものは実情に沿わない額であると考えております。したがって、私どもとしては単価というもの全面的に改正の必要があると思つておりますが、僻地をとりまして、たとえば宿舎の場合、坪当たり単価を木造として四万五百万円に文部省としては見ておるようですが、実際に教員がそこに居住して家庭に近い条件のもとで生活をし、僻地教育に携わつていくためにはこの単位は少な過ぎると思つております。単に教員住宅でなくして、全体の僻地集會所あるいは生徒宿舎等につきましても同様の見解を持つておるのですが、その修正を行なわなかつたのは私どもとしては現状を肯定したのでなくて、特に今回は単価不足もさることながら、教職員の給

与の底上げをしていくという問題と、差し迫つて寄宿舎がないために冬季等において通學ができないような情勢と、特に市町村が国の補助率が僅少のためにやりたいと考えておつてもできない実情から、主としてこの三点に問題をしばつたわけでございます。早急の間に、僻地はもとより全体的に単価は改正さるべき問題だと考えております。

○久保勘一君 ただいまの点につきまして、文部省側の御見解がありましたら承りたいと思ひます。特に従来、僻地集會所、教員宿舎等の単価、構造比率についていろいろ要求があるようございまして、その点を考慮に入られて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 御承知のように、僻地の学校のごときは市町村は財政的に貧弱なところが一般的に申しまして、いろいろ国からの補助の場合におきましても、補助率を高めていくことも、これは一面から申しますと望ましいわけでございますが、ただ補助率を高めていくことでなく、私どもとしては、やはり僻地のその町村の財政力といふものを一般的に総合的に考える必要があるのじゃないか、こういうふうに思つておる次第でございます。したがって、そういう面から申しますと、単に教育だけの問題でなく、町村の行政一般の問題に關連がございますけれども、そういう僻地のいゝわゆる、別の言葉で申しますと、底上げというふうな問題から、十分そういう町村が、教員の住宅にいたしまして、あるいは集會室その他教育施設にいたしまして、自己負担にある程

度たえるということには、やはり交付税の問題もございしますが、その他起債の問題もあらうと思ひますが、十分その財力をつけるということが根本としては必要だと考えております。その上に補助率を考慮するということになれば、またこれも考慮の余地はあらうかと思ひますが、ただ僻地は主として、まあ今までの状態で申しますと、集会所にいたしまして、寄宿舎にいたしましては本造が多うございします。鉄筋、鉄骨はほとんどございせん。したがって、この集会所等にいたしまして、三十八年度を見ますと、鉄骨が一〇％、あとは九〇％は木造ということになっております。したがって、まあ僻地等は割合に木材等は手に入りやすいという関係もございまして、本造が多いと思ひますが、単価は三万九千二百円になっております。こういう木造の三万九千二百円というふうなもの、これはまあ実情に合うように引き上げるほうがベターだと考えますが、この補助率はやはりほかにも全般に影響がございしますので、できるだけ慎重に考慮したほうがいいのではないかと考へます。

○久保勸一君 補助率の引き上げに關連をいたしまして、多少話が飛ぶようでありますけれども、離島振興法との關係について、提案者と文部省側に御見解をただしておきたいと思ひます。御了承のように、離島振興法という特別の法律がありまして、離島の港湾、道路あるいは病院、水道等の公共事業に對して非常に大幅な高率の助成を行なわれております。このことによりまして、御了承のとおり非常に僻地の振興開発を見ておるのでありますが、私

ども従来、學校關係の公共的な施設設備について、この離島法の精神によつて当然入れるべきものである、離島振興法の中に入れて高率の助成を行なうべきものである、こういう考え方を地方にいて抱いておたつたのでございすが、特に校舎の建築、校地の取得というふうなものについては、道路、港湾、病院等々、あるいはそれ以上の公共的な意味があると思ひのであります。僻地の學校建築について離島振興法のワクの中に入れることができないものであるかどうか、そういう点について提案者としても御見解がありましたら、この際承りたいと思ひます。なお、文部省側の御見解もあわせて承りたいと思ひます。

○豊瀬禎一君 私どもは僻地というものが決して地理的条件だけではなくして、文化、経済、政治、すべてにわたつて僻地性は是正が政治として抜本的に行なわれなければ、僻地教育の振興もあり得ないと思ひます。僻地教育の振興法ができたという事は、僻地教育の振興のために非常にプラスになつておると思ひますが、御指摘のように、この法律に比しまして現在の僻地教育振興法の補助率というものは低過ぎるということ、私どもも全く同感でございまして、単に現行法で出されておるこの補助項目だけでなくして、校地並びに校舎等についての補助率も漸次高めていき、少なくとも最低三分の二以上の補助が行なわれないうことは、僻地振興の基本をなすところの基礎的な教育諸条件の整備は行なわれないう、このような考へに立つておるわけでは。

○政府委員(田中啓一君) 僻地教育振興法の第二条の「へき地學校」というものの定義は、御承知のように、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他地域に所在する公立の小學校及び中學校をいふ。」ということ、おそろく離島というふうなものの中にあるのは一応僻地という中へは入るのだからと思ひます。が、そういうものは、それで離島振興法のほうの措置でそういうことをいっているのじゃないかと思ひますが、しかし、はたして學校は向うへ入つておるかどうか、実は私はよく承知をいたしておりません。そこで、離島もさることながら、山間地等の諸条件に恵まれない地帯というものを離島振興法の中へ入れてやるというのをおかしくと思ひますが、むしろ僻地の義務教育の學校というところで、私は急速に振興措置を講ずるようにならうに、根本的に申しますれば、僻地教育振興法というものを強力なものにしていくということでありまして、これに、これがまたなかなか予算との關係で、今、文部省だけでどうやらないか、やり出すというわけにはなかなかいかない、どうしてもこれは盛り上げて、そこまで持つていかなければならぬものだ、結局、内閣全体の問題になる、そういうふうな今御質問の問題は今後処理をいたし、対処していくべきものだといふふうに考へております。

○久保勸一君 ただいまの次官の御答弁でございしますが、お説のように、なるほど山間地は離島振興法には入らないわけではございまして、僻地教育の対象にはなつておつても、離島振興法

に入れません。その部分は取り上げられないことになりまして、しかし私の申し上げたいと思ひますことは、離島振興法で他の公共事業について非常に大幅な助成が行なわれているのに、學校施設だけが取り残されている、こういう感じを受けますので、御要望としてひとつ今後御努力をいたしたいといふことを申し添えておきたいと思ひます。

○政府委員(田中啓一君) その点は全く同感でありまして、実はこちらのほうにむしろつかつてあつたというぐらゐのことじゃないかと存じますので、やはりこれはもう公共施設として最もこれは重要なもので、ほかの公共施設に手厚い助成措置が講ぜられるように努力をいたして参ります。

○久保勸一君 次に、僻地手当の増額につきましましてお尋ねをいたしたいと思ひます。一級から五級までそれぞれ二％ないし五％の増額をいたしたいという御提案のようではございしますが、現在支給されております一級から五級までの手当の内容並びに増額額を申しました場合の財政上の負担増と申しますか、そういうものについて資料に基づいて御説明をいたしたいと思ひます。

○豊瀬禎一君 そのお答えをいたします前に、先ほどの御質問について補足説明を申し上げておきたいと思ひます。現在の文部省の単価は教員宿舍につきましては三万六千二百円、僻地集会所につきましては鉄筋が五万四千一百円、木造は四万五千円、こういう状況でございまして、今の時代に、僻地におきまして、いずれの地におきましても、たとえば鉄筋だけとりまして

も、ほとんど僻地集会所等は鉄筋化という傾向をたどつておると思ひます。が、鉄骨で五万四千一百円程度の単価ではできないのではないかと考へております。

次に、お尋ねの内容ですが、大体一級地から五級地まで現在該当教員が三万一千人程度でございまして、たゞし、これは全体をおしなべた数字でございまして、一級地がそのうちの三分の二近く一万九千二百七十七名程度の数を占めております。五級地は八百三十名程度でございまして、それぞれ級地別になりますけれども、一級地につきましては、小學校教育の單価の場合には、文部省の三十八年度予算要求の單価が三万二千八百八十九円、中學校が三万一千三百二十一円になっております。これに扶養手当等を加えますと、三万三千円から三万四千円程度になるわけではございまして、この所要経費が、大体総額にいたしまして私どもとしては二億四千八百九十九万円程度である、このように計算をいたしております。

○久保勸一君 なお、調整額について、御提案のとおり改正されたといはしました場合の負担増について御説明を願ひます。

○豊瀬禎一君 御承知のように、一、二級地につきまして一千万円、三、四、五級地につきまして二千万円、それぞれ増額したいと考へておるわけですが、負担増は約三億三千二百七十万と推定しております。

○久保勸一君 次に小中學校、この法律によりまして、当然、小中學校だけが対象になるわけではあります、教育職員としては、御承知のとおり高等學校の教職員もやはり僻地に勤務して

おるわけでございますが、これらのものと並びに他の公務員が受けておりまする隔遠地手当との関係において、不均衡が生じやしないかというのを考えますが、この点についてはどのようにお考えであるか承りたいと思います。

○豊瀬一君 御承知のように、現在、公務員は隔遠地手当を支給されておるわけですが、この人々の生活実情を考えましても、灯台とか、僻地の駐在等についても、農林関係の人々についても、現在の隔遠地手当がその地域における調整額としては、勤務に対する手当としては、現状からいたしましてきわめて不足だと考えておるわけですが、しかし、私どもが今回この手当の増を考えたのは、御承知のように、僻地、離島の教育は条件の整備と同時に、僻地、離島の実情を十分理解すると同時に、僻地に追いやられたという考え方はなくて、ほんとうに僻地の教育の重要性を考えて、熱心に教育をやってくれる教員の確保にあると考えておるわけです。他の隔遠地手当を支給されている人々は、直接的には学校教育という、いわゆる青少年の未来設計という立場から若干趣旨が違いますが、まず私どもとしては、僻地における教員の手当を増額することによって優良な教員を確保する、そのことによって僻地の教育の振興をはかり、僻地の先ほど申し上げましたような政治、経済、文化の人的資源による開発、発展を期していく、やがてそのことが実現した暁には、当然、御指摘の隔遠地手当等につきましても、また職務の困難な度合いによるところの学校関係では、国立の盲聾学校に支給されておる職務給等につきましても、私

どもとしても全面改正の必要がある、このように考えております。

○久保勘一君 ただいまの問題に関連いたしまして、文部省にお尋ねいたしますが、高等学校においてもやはりこの僻地にあります高等学校の場合には、教員の確保その他の点において小中学校と変わらない問題はあります。思われるのですが、僻地教育振興法の中に高等学校を入れるということについてはどのようにお考えであるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(福田繁君) 高等学校の問題でございますが、僻地にありますのは高等学校は割に少ないのじゃないかと思っております。したがって、義務教育である小中学校と高等学校の場合には若干事情が違ふと思ひますけれども、理論的に申しまして、高等学校も入れて悪いということはありません。さういふことがつて、扱いとしては両方考えるのが公平の理論には合ふと思ひます。ただちよつとつけ加えさせていただきますと、僻地手当でございますが、この引き上げの問題を先ほどお尋ねでございますが、僻地手当は僻地の一級から五級の級別指定に応じまして、毎月の給料及び扶養手当の合計額を基礎にいたしまして、最低八%から最高は二五%という他の手当と比較しますと、寒冷地手当を除きましては、お尋ねの最高の手当を支給しているわけでございます。教員一般の優遇について私ども別に反対するものではありません。また教員の優遇ということは常に考えなければならぬ問題でございますが、この定率で八%ないし二五%という割合に高い率で支給いたしております

すのが現状でございますが、これをさらに率を高めるといふような問題になります。今後の教員の人事異動等についてどういふ影響を与えるかということとは、これはやはり相当慎重に考えなければならぬのではないかと、このように思ふのでございます。これはベースアップがなされますと、当然にその率に従つて手当の額も上がるわけでございます。最近御承知のように、この教員の人事異動の場合におきましては、単に一部分の地域に限らず、全国的にいづゆる僻地と平場というものを交流して、僻地の経験をした先生をやはり平場の学校にも当然に入れる。言いかえしますと、僻地の経験なくしてはやはり平場の教員にはしないというよりな方針をとっております。そのうちだんだん出て参つております。そういういたしますと、優遇することにはけつこうでございます。ところが、いろいろ交流の面でまたいろいろな支障が起る、あるいはその面からのいろいろな影響があるということになります。これはやはり相当考えなければならぬ問題ではなからうかと思ひます。つけ加えさせていただきます。思ひます。

○豊瀬一君 質問の最中でございしますが、今、局長が言いました手当を増額すると教員の人事異動に支障を来たすという考え方、これは僻地の人事異動の実情を知らない全くの愚論であると思ふのです。むしろ、現在では全国、約小学校において二千五百五十二の僻地学校においては二千五百五十二の僻地学校については、教員を年度末にどうして確保するかということが最も緊急の課題として、当事者が頭を痛めて

おる問題でございます。僻地から平地においていく際には、手当が少なくなつて、もう収入が減るから残念だといふ教員を寡聞ながら私は聞いたことありません。むしろ僻地に勤務しておるために、たとえば校長でも地元家族を置いてきて、そして教員住宅に住むか一般の下宿をさせてもらつておる。福岡県においては下宿先で食事を出しているところがあります。泊るに、学校で自炊をしながら、泊るに、学校で下宿に行っているという実情ですが、この経費だけを考えまして、最低下宿料だけでも福岡県の事例をとりますと四千四百五十円から五千円と要るわけです。その他通勤費の出費等を加えますと、バイク等につきましても、ひどいところになると、年間一台消却するといふ現状でございます。して、手当を増額することによって初めて僻地に優秀な教員が確保できるの、手当を減らしたために平地に下が

る際に手当が少なくなるから異動が困難だといふ考え方は、全く実態を知らない考え方だと私どもは考えているわけですが、

○久保勘一君 次に、僻地手当に関連をいたしましてお尋ねをいたしますが、僻地手当の指定基準は、これは御了承のとおり、三十四年に制定された今日に及んでおると思ふのですが、左眺めて不合理がある、こういうことが指摘されているように思ひますが、その点についてどのように提案者はお考えであるか、お尋ねをいたします。

○豊瀬一君 基準の制定の際には、三十四年の臨時国会等についても議論

をいたしたところでありますが、あのときにも文部省としてはかなり地方の実情を調査して、それぞれの意向を入れて基準を設定してくれまして、当初としては従来から見ますとかなりの前進を見たといふことも理解をいたしておいたのですが、その後、地域の状況の変化によりまして、むしろ指定基準によると

級地の実情と逆になる場合がありまして、それから現に一級地から漏れた等の地域につきましても、その後の状況変化によって、バス等が回数が少なくなつてきたり、いろいろな実情によりまして坂道の現状が明確に理解できないとか、あるいは郵便局その他のいろいろの条件設定の場合と現段階においては、三十四年から今日までの間にかなり実情が変わつてきておると思ひます。したがつて、この際私どもとしては、文部省が僻地の実情を再調査して、指定基準については再改正の時期にきていふと思ひます。

○久保勘一君 ただいまの問題につきましましては、かつての委員会におきましても、豊瀬委員からいろいろ御指摘のあったことを記憶いたしておりますが、私どもも、この三十四年にきめましたこの指定基準がまあ完全無欠なものだとはもちろん考えております。実情に合うような改正は加えるべきものだと常に考えておりますが、ただこの問題につきまして、いろいろ教育委員会の関係者の意見を聞いてみますと、いろいろな意見がございまして、まあこれではほんとうによろしいという統一的意见がないのが現状でござ

でございます。で、まあいろいろな考え方もございまして、特にまあ工合の悪いところがあるところがあるけれども、これは当然改正していくべきものだと考えております。したがって、そういう点から申しまして、まあ全般について今後検討して参りたいと考えております。そのようなことをかつての委員会においても申し上げたつもりでございます。

○久保勲一君 もう一点関連いたしましたのでお尋ねいたします。この僻地手当を期末手当計算の算定の基礎に入れるべきである、こういう声を私も従来聞くのであります。この点について提案者としてどのように判断されるか承りたいと思います。

○豊瀬清一君 私どもも期末手当に入れるべきであるという考え方を持っております。実は立案の当初、改正法の中にそれを入れたと考えておいたわけですが、現行の法体系の中では、僻地教育振興法の改正に入れるべき問題でなくして、むしろ給与法、人事院規則等の改正に手をつけるべきが至当だと思ひまして、残念ながら一応私どもとしては、両法案を同時に出したと考えておりましたけれども、これを算定の基礎とするという問題につきましては、今回はできなかったわけでございます。ただ、先ほど御質問にございました調整額を支給していけば、若干不足はいたしますけれども、大体これと見合ふ金額になるのではないかと、このように考えております。

○久保勲一君 ただいまの問題につきまして文部省側の見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 僻地手当といふは、教職員についております各種の手当がたゞさんございまして、これらの諸手当につきましては、やはり給与制度の全般の問題といたしまして根本的に検討する必要があるのではないかと考えております。したがって、まあ今の御指摘のような場合の僻地手当の問題についても、十分今後検討していきたくて考えております。

○久保勲一君 次に提案者にお尋ねいたしますが、今回改正を御提案になつております僻地手当の増額、それに調整額の加算、この二つの関連について伺ひますが、僻地手当を支給します上に、さらに調整額をそれぞれ一千元ないし二千元加算いたしまして、合せて支給いたしますことは、二重手当のような感じを受けるのであります。したがって、給与体系で考えてはどうであらうかという疑問を持つのであります。この点については、提案者としてどのような解釈をされておられるか、お尋ねいたします。

○豊瀬清一君 私どもは給与法規上一つの体系と申しますか、一貫した理論を持つべきだとは考えております。しかし、僻地手当というものと調整額を別にいたしましたのは、先ほども簡単に回答いたしましたように、多い人では一万円近く、少ない人でも五千円、六千円の平地に住んでおります方よりも実際の生活費が負担増になつておるわけですね。主として私どもが僻地手当を増額しましたり、僻地手当に対するその解釈は、現在の赤字補てん的な生活給与であるというふうに理解をいたしております。その上に調整額を加えましたのは、これまた先ほどお答え

いたしましたように、現在の実情は、ある地域におきましては二カ年と限定し、ある地域におきましては三カ年間、それからある限におきましては一カ年の増という恩恵を施しながら、何とかして僻地の教員を確保する、これのために汲々としておるわけですね。したがって、赤字補てん的な僻地給のほかに、研究費あるいは平地に住んだ場合の文化性の欠除を補うために教員としての別個の費用と申しますか、教員確保のための本務に対する教材あるいは全体の政治、経済、文化の度合いにおくれのないための別個の給与、こういったものがある程度恩恵的な傾向を持つと思ひますけれども、これを支給することによって、一方においては手当によつては赤字補てんを補ひ、一方においては教員の優遇措置という観点に立つて僻地の教員を確保したい。

○久保勲一君 質問でございます。で、別に議論したいとは思ひませんが、これも、理解を深めますために、多少重複を避けて申し上げてみたいと思ひますが、僻地の教員を優遇しようという考え方には同感であります。しかし、建前から申しまして、先ほど申しますように、僻地の手当を支給して、それでまだ十分でないので調整額を別途加えるというふうなことは、どうも体系上思ひにくい。むしろ僻地手当の額が少額で、僻地勤務の実態から見て少ないという判断であるならば、むしろ御提案の額をもっと大幅に上げて、増額して御提案になるほうがいいのではないかと。議論したいといへん失礼でございますが、そのように考えますのでございまして、お尋ねいたしますが、むしろ手当の額を上げべきじゃないか、給与体系上それがいいのじゃないか、こういうふうに判断いたしますが、もう一度御答弁願ひたい。

○豊瀬清一君 御指摘の点も私もよく理解できるのですが、第一、手当というのは給与に対する御承知のようにパーセンテージとしてきまつておるわけですね。したがって、高額は同じ一級地に住んでおられても、八割の手当をもらひましても、かなりの額になるわけですね。しかし、給与の低い人たちが千円程度の手当では、どうしても現状に合わない手当であると思ひます。したがって、一つの精神は、本俸の高低にかかわらず均等した給与を支給したい、これが一つのねらいであります。するとともに、手当という性格から今回は最高三〇％に抑えたわけですが、この手当を調整額を加味して参りますと、大体給与の半額近い手当を増額しないともかき切れないと思ひます。手当という性格から、あまりにそれが高率になるといふことは、先ほども申し上げましたように、給与体系上の問題から若干問題があるのではないかと、このように考えまして、手当の性格が一つの問題であると同時に、給与の高低にかかわらず均等な額を支給することが現在の僻地教員に対する適切な処置ではないか、このように判断をいたしまして、手当の若干の増と同時に調整額を加えたわけでございます。

○久保勲一君 以上で大体質問を終わるのであります。最後に文部省側に要望申し上げておきたいと思ひます。申し上げるまでもなく、先般行なわれました学力テストの結果等から判断をいたしましたけれども、僻地、離島の教育が、私どもが頭で考えております以上に、現実には非常な格差を生じておる。体位の点におきまして、統計的に見ましても、顕著な差があるようでありまして、したがって、文部省としましては、先般の学力テストの結果に基づいて、僻地の教育について、特にひとつ考慮を払つていただきたいということ要望申し上げまして質問を終わります。

○委員(北島教真君) 本法律案に対する本日の質疑はこの程度で終わります。本日はこれにて散会いたします。午後四時二十三分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校図書館法の一部を改正する法律案(豊瀬清一君外四名発議)

学校図書館法の一部を改正する法律案
学校図書館法の一部を改正する法律案
学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章」を「第四章」に、「第二章」学校図書館審議会(第八条)

学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章」を「第四章」に、「第二章」学校図書館審議会(第八条)

第十二条を「第二章 学校図書館の専門的職員（第七条の二）第七條審議会（第八条）第十二条の六」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第七条第一号中「司書教諭」の下に「及び学校司書」を加える。

第三章を第四章とし、第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 学校図書館の専門的職員

（司書教諭、学校司書及び学校司書補）

第七条の二 学校図書館の専門的職務に従事する専門的職員は、司書教諭、学校司書及び学校司書補とする。

2 司書教諭は、教諭をもつて充てる。

3 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

4 学校司書は、司書教諭の職務を助ける。

5 学校司書補は、司書教諭及び学校司書の職務を助ける。

（司書教諭の資格）

第七条の三 司書教諭に充てられる教諭は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 学校図書館に関する文部省令で定める授業科目を開講する大学が文部大臣の委嘱を受けて行なう司書教諭の講習を修了した者

二 大学において学校図書館に関する授業科目の単位で前号の講習において修得すべきものとされる科目の単位に相当するものとして文部大臣の認めるものを修得した者

2 司書教諭の講習に関し、履修すべき科目、修得すべき単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

（学校司書の資格）

第七条の四 次の各号の一に該当する者は、学校司書となる資格を有する。

一 学校司書補として三年以上勤務した経験を有する者で、前条第一項第一号の大学又は都道府県知事若しくは都道府県教育委員会が文部大臣の認定を受けて行なう学校司書の講習を修了したものである

二 大学に二年以上在学し、学校図書館に関する授業科目の単位で前号の講習において修得すべきものとされる科目の単位と同等以上のものとして文部大臣の認めるものを含めて六十二単位以上を修得した者

三 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の資格を有するものと認めた者

2 学校司書の講習に関し、履修すべき科目、修得すべき単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

（学校司書補の資格）

第七条の五 次の各号の一に掲げる者は、学校司書補となる資格を有する。

一 高等学校を卒業した者
二 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の資格を有するものと認めた者

（司書教諭、学校司書及び学校司書補の設置義務）

第七条の六 学校には、司書教諭を置かなければならない。この場合において、政令で定める冊数の図書を当該学校図書館に備える学校にあつては、当該司書教諭は、専任の者でなければならない。

2 政令で定める学校規模を有し、かつ、政令で定める冊数の図書を当該学校図書館に備える学校には、政令の定めるところにより、当該学校規模及び当該図書の冊数に応じて必要な数の専任の学校司書を置かなければならない。ただし、当該学校に置かなければならない学校司書の数の半数をこえない範囲内においては、専任の学校司書補をもつてこれにかえることができる。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において

て政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2 この法律による改正前の学校図書館法第五条の司書教諭の講習を修了した者は、この法律による改正後の学校図書館法（以下「新法」という。）第七条の第三項の規定の適用については、同項第一号に該当する者とみなす。

3 この法律施行の際現に学校図書館において新法第七条の二第四項及び第五項に規定する学校司書又は学校司書補の職務に相当する事務に従事する者は、この法律施行後五年間は、新法第七条の四及び第七条の五の規定にかかわらず、それぞれ学校司書又は学校司書補となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際現に学校図書館において新法第七条の二第四項及び第五項に規定する学校司書又は学校司書補の職務に相当する職務に従事する学校の職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ学校司書又は学校司書補となるものとする。

5 附則第三項に規定する者がこの法律施行後五年間に新法第七条の四の学校司書の講習を修了したときは、その者に対する同条第一項第一号の規定の適用については、その者の当該学校司書又は学校司書補の職務に相当する事務に従事した期間及び新法第七条の二の学校司書として勤務した期間は、学校司書補として勤務した期間とみなす。

6 新法第七条の六第一項の規定については昭和四十年三月三十一日まで、同条第二項の規定については昭和四十二年三月三十一日まで、は、政令の定めるところにより、それぞれその規定の一部を適用しないことができる。

昭和三十八年四月二日印刷

昭和三十八年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局